

今治市土木工事施工管理基準

今 治 市

平成21年4月

土木工事施工管理基準

目 次

土木工事施工管理基準	1
------------	---

1. 出来形管理基準及び規格値

以下第1編共通編より第10編治山林道編まで、愛媛県土木工事施工管理基準を適用するものとする。

第1編 共通編

第3編 河川編

第4編 河川海岸編

第5編 砂防編

第6編 道路編

第7編 港湾編

第8編 公園緑地編

第9編 農業基盤編

第10編 治山林道編

第11編 下水道管きよ編	3
--------------	---

2. 品質管理基準及び規格値

以下1) セメント・コンクリートより 34) 電線共同溝工まで、愛媛県土木工事施工管理基準を適用するものとする。

- 1) セメント・コンクリート
- 2) ガス圧接
- 3) 既製杭工
- 4) 下層路盤
- 5) 上層路盤
- 6) アスファルト安定処理路盤
- 7) セメント安定処理路盤
- 8) アスファルト舗装
- 9) 転圧コンクリート
- 10) グ-スアスファルト舗装
- 11) 路床安定処理工
- 12) 表層安定処理
- 13) 固結工
- 14) アンカー工
- 15) 補強土壁工
- 16) 吹付工
- 17) 現場吹付法砕工
- 18) 河川・海岸土工
- 19) 砂防土工
- 20) 道路土工
- 21) ため池土工

22) 捨石工	
23) 覆工コンクリート (NATM)	
24) 吹付けコンクリート (NATM)	
25) ロックボルト (NATM)	
26) 路上再生路盤工	
27) 路上表層再生工	
28) 排水性舗装工・透水性舗装工	
29) プラント再生舗装工	
30) ガス切断工	
31) 溶接工	
32) 耐震補強工 (アンカーボルト)	
33) 工場制作工 (鋼橋用鋼材)	
34) 電線共同溝	
3. 写真管理基準	11
1) 適用範囲	11
2) 工事写真の分類	11
3) 工事写真の撮影基準	11
4) 写真の省略	11
5) 写真の色彩	12
6) 写真の大きさ	12
7) 工事写真帳の大きさ	12

8) 工事写真の提出部数及び形式	12
9) 工事写真の整理方法	12
10) 留意事項等	12
11) 用語の定義	12

土木工事施工管理基準

この施工管理基準は、今治市土木工事共通仕様書第1編1-1-26（施工管理）に規定する土木工事の施工管理の基準を定めたものである。

1 目的

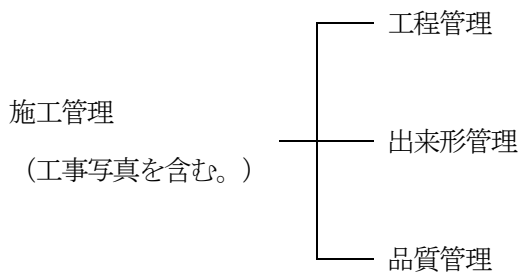
この基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2 適用

この基準は、今治市が発注する土木工事の施工に適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件により、この基準によりがたい場合は、監督員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。

3 構成

施工管理の構成は、下記によるものとする。



4 管理の実施

- (1) 請負者は、施工管理計画及び施工管理担当者を定め、施工計画書に記載しなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 請負者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 請負者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5 管理項目及び方法

(1) 工程管理

請負者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式等）により作成した実施工程表により行うものとする。この場合において、請負者は、監督員が指示した場合は、

更に詳細な工程表（工程管理図、工種別工程表、細部工程表、短期工程表、総合工程表等）を作成しなければならない。

（2） 出来形管理

請負者は、出来形を今治市が定める土木工事施工管理基準の出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理資料を作成し管理するものとする。なお、下水道管渠編については、本市が定める出来形施工管理基準によるものとする。

（3） 品質管理

① 請負者は、品質を愛媛県が定める土木工事施工管理基準の品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は品質管理図表（ヒストグラム、 $\bar{X}-R$ 、 $\bar{X}-R_s-R_m$ 等）を作成するものとする。この品質管理基準の適用は、下記に示す（イ）（ロ）の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定する場合及び監督員が指示する場合に実施するものとする。

（イ） 路盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が1,000㎡以下のもの）

（ロ） アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が100t未満のもの）

② 請負者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ2.5mを超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

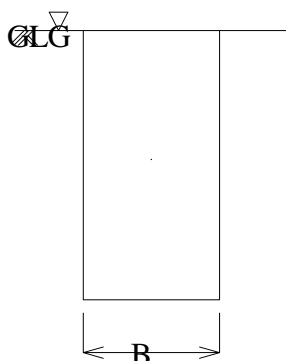
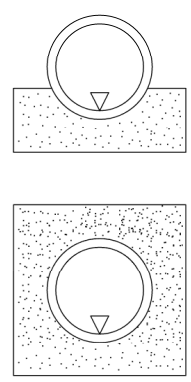
6 規格値

請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値はすべて規格値を満足しなければならない。ただし、現地取り合わせ等設計段階で設計値の確定が困難なものについては、監督員が認めた場合は、この限りではない。

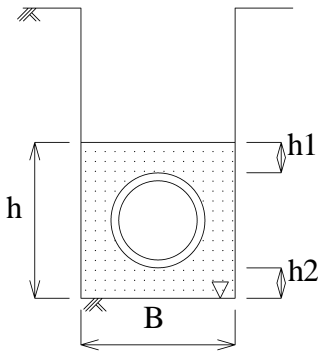
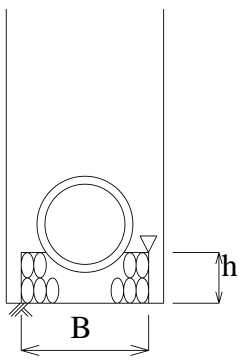
7 その他

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもと保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時又は完成時に提出しなければならない。

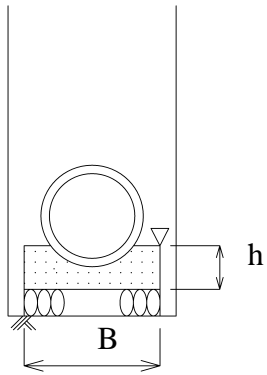
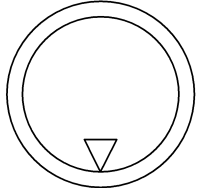
第11編 下水道管渠編（出来形管理基準及び規格値）

工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所
管路掘削	幅B	-50	マンホール間ごとに1箇所測定する。	
管布設 (自然流下)	基準高▽	±20	マンホール間の中央部及び両端部を測定する。	
	延長ℓ	-ℓ/500 か つ-200 ※ただし1 スパン 25m 未満は、-50	延長ℓはマンホール間を測定する。	
	総延長L	-200		

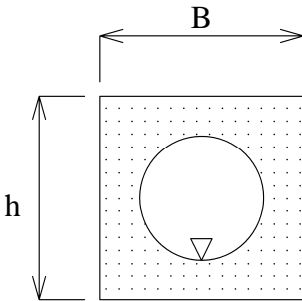
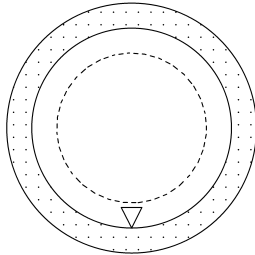
第11編 下水道管渠編（出来形管理基準及び規格値）

工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	
砂基礎	幅B	-50	マンホール間ごとに1箇所測定する。		
	厚さh	h			-30
		h 1			-30
		h 2			-30
碎石基礎	幅B	-50	マンホール間ごとに1箇所測定する。		
	厚さh	-30			

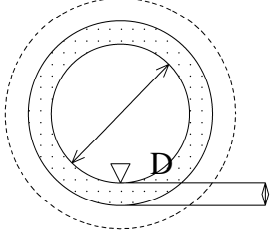
第11編 下水道管渠編 (出来形管理基準及び規格値)

工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所
コンクリート基礎	幅B	設計値以上	マンホール間ごとに1箇所測定する。	
	厚さh	-10		
推進工	基準高▽	±50	基準高は、推進管1本ごとに1箇所測定する。	
	延長ℓ	-ℓ/500 か つ-200 ※ただし1 スパン 25m 未満は、 -50	延長ℓはマンホール間を測定する。	
	総延長L	-200		

第11編 下水道管渠編（出来形管理基準及び規格値）

工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所
空伏工	基準高▽	±50	1 施工箇所ごとに測定する。	
	幅B	-30		
	高さh	-30		
	延長L	-50		
掘進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位 (水平) は、セグメント 5リングにつき1箇所 測定する。	
	中心線の変位 (水平)	±100		
	延長ℓ	-ℓ/50 か つ-200 ※ただし1 スパン25m 未満は、 -50	延長ℓはマンホール間を 測定する。	
	総延長L	-200		

第11編 下水道管渠編（出来形管理基準及び規格値）

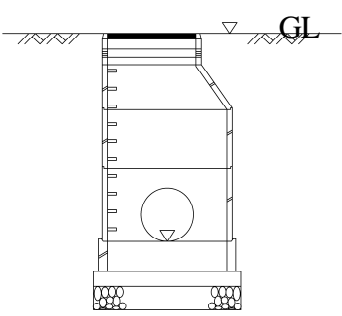
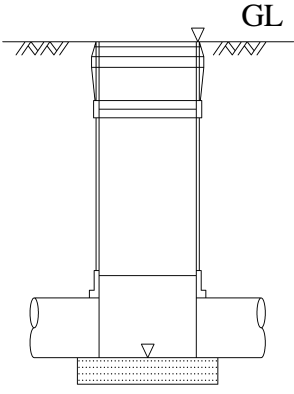
工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所
二次覆工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長40mにつき1箇所測定する。	
	中心線の変位 (水平)	±50		
	二次覆工厚 t	-20	二次覆工厚、1打設につき端面で上下左右4点を測定する。	
	仕上がり内径 D	±20	仕上がり内径は、施工延長40mにつき1箇所測定する。	
	延長ℓ	-ℓ/500 かつ -200 ※ただし1 スパン 25m 未満は、 -50	延長ℓはマンホール間を測定する。	
	総延長L	-200		

t

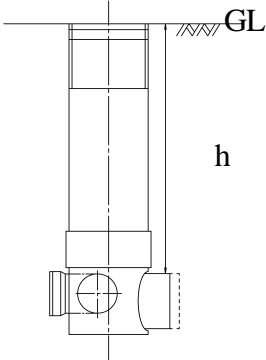
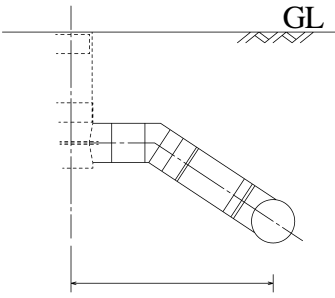
第11編 下水道管渠編 (出来形管理基準及び規格値)

工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所
標準マンホール工	基準高▽	±20 (±50)	1 施工箇所ごとに測定する。 ※()内の数値は推進工の発進マンホール及び到達マンホールの場合の規格値である。	
	幅B (内径)	-30		
	壁厚 t	-20		
	人孔天端高	±30		
マンホール基礎工 (全てのマンホール基礎に対応)	基礎工幅 B 1	-50	1 施工箇所ごとに測定する。	
	基礎工高 h 1	-30		
	コンクリート 工幅 B 2	設計値以上		
	コンクリート 工高 h 2	-10		

第11編 下水道管渠編 (出来形管理基準及び規格値)

工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所
組立マンホール工	基準高▽	±20 (±50)	1 施工箇所ごとに測定する。 ※()内の数値は推進工の発進マンホール及び到達マンホールの場合の規格値である。	
	人孔天端高	±30		
小型マンホール工	基準高▽	±20	1 施工箇所ごとに測定する。	
	人孔天端幅	±30		

第11編 下水道管渠編 (出来形管理基準及び規格値)

工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所
公共ます	土被り h	—	1 施工箇所ごとに測定する。	
取付管	延長 (L)	—	1 施工箇所ごとに測定する。	

L

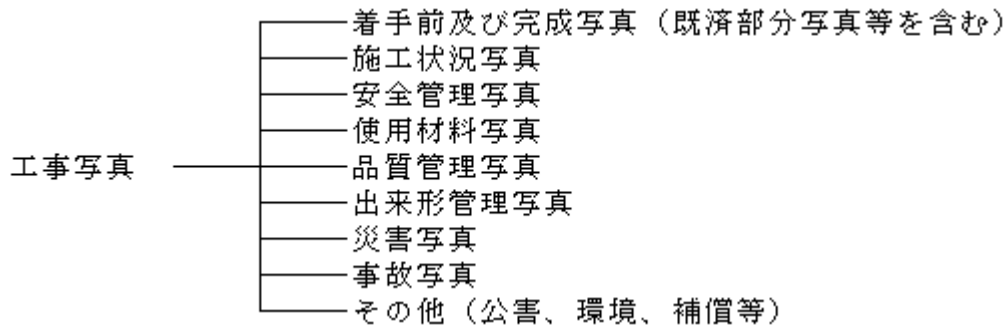
写真管理基準（案）

（適用範囲）

- 1 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準7に定める土木工事の工事写真の撮影に適用する。

（工事写真の分類）

- 2 工事写真は、次のように分類する。



（工事写真の撮影基準）

- 3 工事写真の撮影は以下の要領で行う。

（1）撮影頻度

工事写真の撮影頻度は、別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。

（2）撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ①工事名
- ②工種等
- ③測点（位置）
- ④設計寸法
- ⑤実測寸法
- ⑥略図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

（写真の省略）

- 4 工事写真は次の場合に省略するものとする。

- （1）品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- （2）出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況の分かる写真を細別ごと

に1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

(3) 監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真を省略するものとする。

(写真の色彩)

5 写真はカラーとする。

(写真の大きさ)

6 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。

(1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。

(2) 監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。

(工事写真帳の大きさ)

7 工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。

(工事写真の提出部数及び形式)

8 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

(1) 工事写真として、工事写真帳を1部提出する。

(2) 監督員が原本(ネガ又は電子媒体)を請求した場合は、工事写真帳と同時に提出する。

(工事写真の整理方法)

9 工事写真の整理方法は、次によるものとする。

(1) 工事写真の原本をネガで提出する場合は密着写真とともにネガアルバムに撮影内容等がわかるように整理し提出する。

(2) 工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の提出頻度に示すものを標準とする。

なお、提出頻度とは請負者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。

(留意事項等)

10 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。

(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督員の指示により追加及び削減するものとする。

(2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む。)が確認できるよう特に注意して撮影するものとする。

(3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。

(4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員の承諾を得るものとする。

(その他)

11 用語の定義

(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すもので、監督員の承諾した箇所をいう。

- (2) 適宜提出とは、監督員が指示した箇所を提出することをいう。
- (3) 提出頻度の不要とは、原本は提出するが、工事写真帳として貼付整理し提出する必要があることをいう。

撮影箇所一覧表

区 分	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
		撮影項目	撮影頻度（時期）	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 （着手前）	着手前 1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 （完成後）	施工完了後 1枚	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 （月末）	不要	
		施工中の写真	工種、種別毎に 共通仕様書及び 所基準に従い施 工していること が確認できるよ う適宜 （施工中）	適宜	
			高度技術・創意 工夫・社会性等 に関する実施状 況が確認できる よう適宜 （施工中）	不要	高度技術・創意 工夫・社会性等 に関する実施 状況の提出資 料に添付
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設 状況、形状寸法	1施工個所に1 回 （施工前後）	代表箇所 1枚	
	図面との不一致	図面と現地との 不一致の写真	必要に応じて （発生時）	不要	工事打合簿に 添付する
安全管理	安全管理	各種標識類の設 置状況	各種類毎に1回 （設置後）	全景 1枚	

		各種保安施設の 設置状況	各種類毎に1回 (設置後)		
		監視員交通整理 状況	各1回 (作業中)		
		安全訓練等の実 施状況	実施毎に1回	不要	実施状況資料 に添付する
使用材料	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回 (使用前)	不要	品質証明に添 付する
区 分	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
		撮影項目	撮影頻度 (時期)	提出頻度	
使用材料	使用材料	検査実施状況	各品目毎に1回 (検査時)	不要	
品質管理写真	品質管理基準により測定した試験・検査・計測の状況、 値の確認ができるよう適宜			不要	品質管理資料 に添付する
出来形管理写 真	出来形管理基準に適合していることが確認できるよう 適宜			代表箇所 1枚	
災害	被災状況	被災状況及び被 災規模等	その都度 (被災前) (被災直後) (被災後)	適宜	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 (発生前) (発生直後) (発生後)	適宜	
その他	補償関係	被害又は損害状 況等	その都度 (発生前) (発生直後) (発生後)	適宜	
	環境対策イメー ジアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 (設置後)	適宜	